

令和8年1月25日執行  
久留米市長選挙  
選挙運動費用に関する公費負担制度

関係書類記載例

久留米市選挙管理委員会

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

## 公費負担関係書類記載目次

区分	様式名		頁 数
選挙運動用自動車（一般運送契約）	一般-1	選挙運動用自動車運送契約書【見本】	1 頁
	一般-2	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	2 頁
	一般-3	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	3 頁
	一般-4	請求書、請求内訳書（一般運送契約）	4 頁
選挙運動用自動車（個別契約）	個	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	5 頁
	個-ア-1	選挙運動用自動車賃貸契約書【見本】	6 頁
	個-ア-2	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	7 頁
	個-ア-3	請求書、請求内訳書（自動車の借入れ）	8 頁
選挙運動用自動車（個別契約）	個-イ-1	選挙運動用自動車燃料供給契約書【見本】	9 頁
	個-イ-2	自動車燃料代確認申請書	10 頁
	個-イ-3	自動車燃料代確認書【見本】	11 頁
	個-イ-4	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	12 頁
	個-イ-5	請求書、請求内訳書（燃料代）	13 頁
選挙運動用自動車（個別契約）	個-ウ-1	選挙運動用自動車運転契約書【見本】	14 頁
	個-ウ-2	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	15 頁
	個-ウ-3	請求書、請求内訳書（運転手）	16 頁
選挙運動用ポスター作成	ポ-1	選挙運動用ポスター作成契約書【見本】	17 頁
	ポ-2	ポスター作成契約届出書	18 頁
	ポ-3	ポスター作成枚数確認申請書	19 頁
	ポ-4	ポスター作成枚数確認書【見本】	20 頁
	ポ-5	ポスター作成証明書	21 頁
	ポ-6	請求書、請求内訳書（ポスターの作成）	22 頁
選挙運動用ビラ作成	ビ-1	選挙運動用ビラ作成契約書【見本】	23 頁
	ビ-2	ビラ作成契約届出書	24 頁
	ビ-3	ビラ作成枚数確認申請書	25 頁
	ビ-4	ビラ作成枚数確認書【見本】	26 頁
	ビ-5	ビラ作成証明書	27 頁
	ビ-6	請求書、請求内訳書（ビラ作成）	28 頁

## 選挙運動用自動車運送契約書

久留米市長選挙候補者

久留米 太郎

(以下「甲」という。)と、

株式会社 築後川タクシー

(以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送

について、次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2. 車種、登録番号  
及び使用油種 小型乗用(○○ワゴン)  
久留米 500 さ 12-34

使用油種

ハイオク

・ レギュラー

・ 軽油

3. 自動車の台数 1台

4. 使用期間 令和8年1月18日から 令和8年1月24日までの 7日間

5. 契約金額 451,500円 (消費税等含む)

(内訳 64,500円／1日× 7日間)

## 6. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

## 7. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年1月10日

甲 (久留米市長選挙候補者)

住 所 久留米市城南町15番地3

氏 名 久留米 太郎



契約相手が法人の場合、  
社印+代表者印を押印  
(代表者印がない場合、  
代表者の私印を押印)

乙 (一般乗用旅客自動車運送事業者)

住 所 久留米市城南町999番地9

名 称 株式会社 築後川タクシー

代表者 代表取締役 築後川 次郎



契約者は請求者と同じであること  
※請求書の請求者名及び使用印は  
契約書と同じ

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 8年 1月 18日

久留米市選挙管理委員会  
委員長 貞苅 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所 **久留米市城南町15番地3**

氏名 **久留米 太郎**

次のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

## (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運送契約金額	
令和 8年 1月 10日	久留米市城南町999番地9 株式会社 筑後川タクシー 代表取締役 筑後川 次郎	令和8年 1月 18日 ～ 令和8年 1月 24日	<b>451.500 円</b>	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	円	

## (2) 1に掲げる場合以外の場合は

契約書の内容と一致させること

項目区分	契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
燃料代	令和 年 月 日		1Lあたり	円	ハイオク レギュラー 軽油
	令和 年 月 日		1Lあたり	円	ハイオク レギュラー 軽油
運転手の雇用	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	

備考

斜線を引くこと

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給期間を記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 1 月 28 日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	<b>久留米市城南町999番地9 株式会社 築後川タクシー 代表取締役 築後川 次郎</b>	
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額
小型乗用 久留米 500 さ 12-34	令和 8 年 1 月 18 日	<b>64,500円</b>
"	令和 8 年 1 月 19 日	<b>64,500円</b>
"	令和 8 年 1 月 20 日	<b>64,500円</b>
"	令和 8 年 1 月 21 日	<b>64,500円</b>
"	令和 8 年 1 月 22 日	<b>64,500円</b>
"	令和 8 年 1 月 23 日	<b>64,500円</b>
"	令和 8 年 1 月 24 日	<b>64,500円</b>

備考

- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が久留米市に支払を請求する場合は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運送料を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者には、選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運送料を請求することができない場合には、運送事業者等は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、久留米市に支払を請求することはできません。

## 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (口)	請求金額
令和8年 1月 18日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
令和8年 1月 19日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
令和8年 1月 20日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
令和8年 1月 21日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
令和8年 1月 22日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
令和8年 1月 23日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
令和8年 1月 24日	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$	$64,500\text{円}$
計			$64,500\text{円} \times 1\text{台} = 64,500\text{円}$
			$64,500\text{円}$

備考 「請求金額」欄には、(イ) 又は(口)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

## 請求書

(選挙運動用自動車の使用)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名久留米市城南町999番地9  
株式会社 筑後川タクシー  
代表取締役 筑後川 次郎契約書に使用した  
印鑑を使用すること

1 請求金額

**451,500** 円

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名 **久留米 太郎**

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	<b>久留米</b>	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店営業部	本店・支店 支所・店			
預金種別	1 : 普通	2 : 当座	3 : 貯蓄				
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	(右づめでご記入ください)					
フリガナ	カチコガワタクシーダイヒョウトリシマリヤク チクゴガワ ジロウ						
口座名義	株)筑後川タクシー 代表取締役 筑後川 次郎						

## 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、  
かならず、フリガナ  
をつけること

請求書と請求内訳書が2枚に分かれるときは、請求者の印鑑で割印すること

古

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 8 年 1 月 18 日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞苅 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

次のとおり、選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送	契 約 期 間	
令和 年 月 日		令和 年 月 日	年 月 日	円
令和 年 月 日		令和 年 月 日	年 月 日	円

## ② 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の販入	令和 8年 1月 10日	久留米市櫛原町543番地2 株式会社 くるめレンタカー 代表取締役 城島 花子	令和 8年 1月 18日 ～ 令和 8年 1月 24日	112,700円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
燃料代	令和 8年 1月 10日	久留米市城南町987番地6 有限会社 ミスマ石油 取締役社長 三浦 陽子	令和 8年 1月 18日 ～ 令和 8年 1月 24日	152円	ハイオク レギュラー 軽油
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	ハイオク レギュラー 軽油
運転手の雇用	令和 8年 1月 10日	久留米市城南町500番地 北野 良夫	令和 8年 1月 18日 ～ 令和 8年 1月 24日	87,500円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	

約届出書には、契約書の写しを添付  
2 2の「契約内容」欄の「借入れ  
にとては裏用紙開き、「借款依

### 3 候補者本人が提出する場合にあ

は委任状の提示又は提出及び当該人の署名その他の措置がある場合

それぞれの契約書の内容と  
一致させること

### 一致させるところ

〔は借り入れ期間を、「運転手の雇用」  
下さい〕

さい。

# 選挙運動用自動車賃貸契約書

個-ア-1

久留米市長選挙候補者

久留米 太郎

(以下「甲」という。)と、

株式会社 くるめレンタカー

(以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の賃貸借

について、次のとおり契約を締結する。

燃料契約の際に、違う油種で契約しないように、確認すること

## 1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のため

## 2. 車種、登録番号 及び使用油種

小型乗用(○○ワゴン)  
久留米 500 さ 12-34

使用油種  
ハイオク · レギュラー · 軽油

## 3. 自動車の台数

1台

## 4. 使用期間

令和8年1月18日から 令和8年1月24日までの7日間

## 5. 契約金額

112,700円 (消費税等含む)  
(内訳 16,100円／1日 × 7日間)

選挙運動期間を超えて契約してもよいが、選挙運動期間を超えた分は公費負担の対象とならない

## 6. 使用上の義務等

消費税込の金額で  
契約すること。

本自動車の運行義務を負うこととはもちろん、この定める

## 7. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

## 8. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年1月10日

甲 (久留米市長選挙候補者)

住 所

久留米市城南町15番地3

契約相手が法人の場合、  
社印+代表者印を押印  
(代表者印がない場合、  
代表者の私印を押印)

久留米 太郎



乙 (選挙運動用自動車賃貸事業者)

住 所

久留米市柳原町543番地2

契約者は請求者と同じであること  
※請求書の請求者名及び使用印は  
契約書と同じ

名 称

株式会社 くるめレンタカー



代表者

代表取締役 城島 花子



## 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8年 1月 28日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 **久留米市城南町15番地3**

氏名 **久留米 太郎**

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	<input type="checkbox"/> ② 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	<b>久留米市櫛原町543番地2 株式会社 くるめレンタカー 代表取締役 城島 花子</b>		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用 久留米 500 さ 12-34	令和 8年 1月 18日	<b>16,100 円</b>	
"	令和 8年 1月 19日	<b>16,100 円</b>	
"	令和 8年 1月 20日	<b>16,100 円</b>	
"	令和 8年 1月 21日	<b>16,100 円</b>	
"	令和 8年 1月 22日	<b>16,100 円</b>	
"	令和 8年 1月 23日	<b>16,100 円</b>	
"	令和 8年 1月 24日	<b>16,100 円</b>	

## 備考

- この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が久留米市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者にて選挙運動期間中に運送事業者等は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動期間中に支払われる料金のうち次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、久留米市に支払を請求することはできません。

第7号様式（第6条関係）その1

## 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

久留米市櫛原町543番地2  
株式会社 くるめレンタカー  
代表取締役 城島 花子

契約書に使用した  
印鑑を使用すること



1 請求金額

88,200

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

久留米 太郎

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	筑後川	銀行 信用金庫 信用組合・農協	本店 支店 支所・店
預金種別	1 : 普通	2 : 当座	3 : 貯蓄
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	(右づめでご記入ください)	
フリガナ	カクレメレンタカー ダイヒョウトリシマリヤク ショウジマハナヲ		
口座名義	株)くるめレンタカー 代表取締役 城島 花子		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合にかならず、フリガナをつけること

(別紙) その2

## 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

## (1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額
令和 8 年 1月 18 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
令和 8 年 1月 19 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
令和 8 年 1月 20 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
令和 8 年 1月 21 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
令和 8 年 1月 22 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
令和 8 年 1月 23 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
令和 8 年 1月 24 日	12,600円×1台=12,600円	16,100円×1台=16,100円	12,600円
計			88,200円

備考 「請求金額」欄には、(イ) 又は(ロ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書と請求内訳書が2枚に分かれるときは、請求者の印鑑で割印すること

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

久留米市長選挙候補者

**久留米 太郎**

(以下「甲」という。)と、

**有限会社 ミスマ石油**

(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給

について、次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間 令和 8 年 1 月 18 日から 令和 8 年 1 月 24 日までの 7 日間

2. 供給場所 所在地 **久留米市城南町987番地6**  
名称 **ミスマ石油 城南給油所**3. 供給を受ける自動車の  
車種及び登録番号 **小型乗用(○○ワゴン)**  
**久留米 500 さ 12-34**

4. 供給する油種 ハイオク ・ レギュラー ・ 軽油

自動車借入れの際  
に、必ず油種を確認

5. 契約金額 1 Lあたり

**152 円** (消費税等含む)

6. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

7. その他

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 1 月 10 日

甲 (久留米市長選挙候補者)

住 所

**久留米市城南町15番地3**契約相手が法人の  
場合、社印+代表者  
印を押印（代表者印  
がない場合、代表者  
印のみ）

氏 名

**久留米 太郎**

乙 (燃料供給事業者)

住 所

**久留米市城南町987番地6**

名 称

**有限会社 ミスマ石油**

代表者

**取締役社長 三浦 陽子**

契約者は請求者と同じである  
こと  
※請求書の請求者名及び使用



第2号様式（第3条関係）その1

## 自動車燃料代確認申請書

令和8年1月18日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞丸 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

次の自動車燃料代につき、久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

契約届出書の内容と一致させること

1 契約年月日

令和8年1月10日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

久留米市城南町987番地6  
有限会社 ミスマ石油  
取締役社長 三浦 陽子

3 確認申請金額

限度額以内で申請すること

52,920 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累計金額 (a)	0円	0円
今回の購入金額 (b)	52,920円	52,920円
燃料代計 (a) + (b)	52,920円	52,920円
備考		

## 備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から久留米市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数となり、自動車使用に関する運送契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合はその日数を除いた日数となります。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号 \_\_\_\_\_

## 自動車燃料代確認書

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和

選挙管理委員会が交付します

選  
会

委員長 貞苅 隆男 印

記

1. 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

2. 候補者の氏名

3. 確認金額

円

(備考)

1. この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
2. この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、候補者から交付された選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、久留米市に支払を請求することはできません。

## 納品書の写しを添付して燃料供給業者に交付すること(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 1 月 28 日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	久留米市城南町987番地6 有限会社 ミスマ石油 取締役社長 三浦 陽子		
燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 8 年 1 月 18 日	23.5 L	3.572 円	
令和 8 年 1 月 19 日	30 L	4.560 円	
令和 8 年 1 月 20 日	15.5 L	2.356 円	
令和 8 年 1 月 21 日	26.3 L	3.997.6 円	
令和 8 年 1 月 22 日	17 L	2.584 円	
令和 8 年 1 月 23 日	36 L	5.472 円	
令和 8 年 1 月 24 日	32.3 L	4.909.6 円	

## 備考

- 1 この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。  
**選挙運動期間中に限る**
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数となり、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合はその日数を除いた日数となります。

## 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

久留米市城南町987番地6  
有限会社 ミズマ石油  
取締役社長 三浦 陽子

契約書に使用した  
印鑑を使用すること



1 請求金額

**27,451**

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

**久留米 太郎**

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	<b>ゆうちょ</b>	銀行 信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所・店
預金種別	1 : 普通 2 : 当座 3 : 貯蓄		
口座番号	9 8 7 6 5 4 3 (右づめでご記入ください)		
フリガナ	ユミスマセキユ トリシマリヤクシャチョウ ミスマ ヨウコ		
口座名義	有)ミズマ石油 取締役社長 三浦 陽子		

備考

- この請求書は、候補者から受領した印鑑及び自動車燃料代確認書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。かならず、フリガナをつけること
- 候補者が供託物を没収された場合には、支拂ふことはできません。

(別紙) その2

## 請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額
令和 8 年 1月 18 日	152円×23.5 L=3,572円		
令和 8 年 1月 19 日	152円× 30 L=4,560円		
令和 8 年 1月 20 日	152円×15.5 L=2,356円		
令和 8 年 1月 21 日	152円×26.3 L=3,997.6円		
令和 8 年 1月 22 日	152円× 17 L=2,584円		
令和 8 年 1月 23 日	152円× 36 L=5,472円		
今和 8 年 1月 24 日	152円×32.3 L=4,909.6円		
計	<b>27,451円</b>	<b>52,920円</b>	<b>27,451円</b>

1円未満の端数は  
切り捨てる

「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。  
「請求金額」欄には、(イ)の欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書と請求内訳書が2枚に分かれるとときは、請求者の印鑑で割印すること

# 選挙運動用自動車運転契約書

久留米市長選挙候補者 久留米 太郎 (以下「甲」という。) と、

北野 良夫 (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1. 運転する期間 令和 8年 1月 18 日から 令和 8年 1月 24 日までの 7日間

(原則として毎日 8時 00分から 20時 00分まで)

2. 契約金額 **87,500円**

(内訳 **12,500円** / 1日 × **7**日間)

3. 運転する自動車の  
車種、登録番号 **小型乗用(○○ワゴン)**  
**久留米 500 さ 12-34**

## 4. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

## 5. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 1 月 10 日

甲 (久留米市長選挙候補者) 住所 **久留米市城南町15番地3**

氏名 **久留米 太郎**



印

乙 (選挙運動用自動車運転手) 住所 **久留米市城南町500番地**

氏名 **北野 良夫**



印

## 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 1 月 28 日

令和 8 年 1 月 25 日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 久留米市城南町 15 番地 3

氏名 久留米 太郎

記

運転手の住所及び氏名	<b>久留米市城南町 500 番地 北野 良夫</b>	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和 8 年 1 月 18 日	<b>12,500 円</b>	
令和 8 年 1 月 19 日	<b>12,500 円</b>	
令和 8 年 1 月 20 日	<b>12,500 円</b>	
令和 8 年 1 月 21 日	<b>12,500 円</b>	
令和 8 年 1 月 22 日	<b>12,500 円</b>	
令和 8 年 1 月 23 日	<b>12,500 円</b>	
令和 8 年 1 月 24 日	<b>12,500 円</b>	

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が複数いる場合は、請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。  
選挙運動期間中に限る
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人について記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転料は、久留米市に支払を請求することはできません。

第7号様式（第6条関係）その1

## 請　求　書

(選挙運動用自動車の使用)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和　年　月　日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

久留米市城南町500番地  
北野 良夫

契約書に使用した  
印鑑を使用すること



1 請求金額

**87,500** 円

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名 **久留米 太郎**

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	<b>久留米</b>	銀行・信用金庫 信用組合・農協	<b>城南</b>	本店・支店 支所・店
預金種別	1 : 普通	2 : 当座	3 : 貯蓄	
口座番号	0 1 2 3 4 5 6	(右づめでご記入ください)		
フリガナ	キタ/ ヨシオ			
口座名義	<b>北野 良夫</b>			

備考

- 1 この請求書は、候補者から選挙運動用自動車使用証明書（運転手）とともに選挙の期日後速やかに提出して、かならず、フリガナをつけること

2 候補者が供託物を没収された場合には、久留米市に支払を請求することはできません。

(別紙) その2

## 請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

## (3) 運 転 手

雇用年月日	報酬 (イ)	基準限度額 (口)	請求金額
令和8年 1月 18日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
令和8年 1月 19日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
令和8年 1月 20日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
令和8年 1月 21日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
令和8年 1月 22日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
令和8年 1月 23日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
令和8年 1月 24日	<b>12,500</b> 円	12,500 円	<b>12,500</b> 円
計			<b>87,500</b> 円

備考 「請求金額」欄には、(イ) 又は(口)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書と請求内訳書が2枚に分かれるときは、請求者の印鑑で割印すること

# 選挙運動用ポスター作成契約書

久留米市長選挙候補者

**久留米 太郎**

(以下「甲」という。) と、

**田主丸印刷**

(以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1. 品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2. 作成数量 **500 枚**

限度枚数を超えて作成してもよいが、超えた分は公費負担の対象にならない

3. 契約金額 **550,000 円** (消費税)

(内訳 **1,100円／1枚 × 500枚**)

4. 納期限 令和 **8 年 1 月 17日**

消費税込の金額で契約すること。

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

6. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 **8 年 1 月 10日**

甲 (久留米市長選挙候補者)

住 所 **久留米市城南町15番地3**

氏 名 **久留米 太郎**



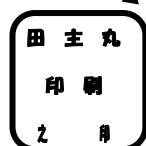
契約相手が法人の場合、  
社印+代表者印を押印  
(代表者印がない場合、  
代表者の私印を押印)

乙 (選挙運動用ポスター作成事業者)

住 所 **久留米市城南町300番地**

名 称 **田主丸印刷**

代表者 **田主丸 四郎**



契約者は請求者と同じであること  
※請求書の請求者名及び使用印は  
契約書と同じ

第1号様式（第2条関係） その3

## ポスター作成契約届出書

令和8年1月18日

久留米市選挙管理委員会  
委員長 貞丸 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

次のとおりポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

## 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年1月10日	久留米市城南町300番地 田主丸印刷 田主丸 四郎	500 枚	550,000 円	1枚あたり 1,100円
令和 年 月 日		枚	円	1枚あたり 円
令和 年 月 日	契約書の内容と一致させること		枚	1枚あたり 円

## 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式（第3条関係） その3

## ポスター作成枚数確認申請書

令和8年1月18日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞丸 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

次のポスター作成枚数につき、久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約届出書の内容と  
一致させること

1 契約年月日

令和8年1月10日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあってはその代表者の氏名

久留米市城南町300番地  
田丸印刷 田丸 四郎

3 確認申請枚数

作成契約枚数が限度枚数  
を超えている場合は、限度  
枚数で申請すること

461枚

区分		左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0枚	0枚
今 回 の 枚 数（b）	461枚	461枚
枚 数 計（a）+（b）	461枚	461枚
備 考		

### 備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から久留米市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号 \_\_\_\_\_

### ポスター作成枚数確認書

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

選挙管理委員会が交付します

印

記

1. 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

2. 候補者の氏名

3. 確認枚数 \_\_\_\_\_ 枚

(備考)

1. この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
2. この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、候補者から交付されたポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、久留米市に支払を請求することはできません。

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 1 月 28 日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所 **久留米市城南町15番地3**

氏名 **久留米 太郎**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	<b>久留米市城南町300番地 田主丸印刷 田主丸 四郎</b>
作 成 枚 数	<b>500</b> 枚
作 成 金 額	<b>550. 000</b> 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	<b>461</b> 力所

備考

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成して下さい。
- 2 ポスター作成業者が久留米市に支払を請求するときは、限度枚数、限度額に  
関わらず、実際の枚数、  
金額を記載すること提出して下さい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

## 請求書

(ポスターの作成)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

久留米市城南町300番地  
田主丸印刷  
田主丸 四郎

契約書に使用した  
印鑑を使用すること



1 請求金額

507, 100

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

久留米 太郎

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	久留米	銀行・信用金庫 信用組合・農協	城南	本店・支店 支所・店
預金種別	1 : 普通	2 : 当座	3 : 貯蓄	
口座番号	0 0 1 2 3 4 5	(右づめでご記入ください)		
フリガナ	タヌシマル シロウ			
口座名義	田主丸 四郎			

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、請求書と請求内訳書が2枚に分かれることはできません。

(別紙) その4

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)=(C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)=(F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)=(I)	
461ヶ所	円 1,100	枚 500	円 550,000	円 1,273	枚 461	円 588,010	円 1,100	枚 461	円 507,100	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。  
 $316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}$  . . . 1円未満の端数は切上げ
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書と請求内訳書が2枚に分かれるときは、請求者の印鑑で割印すること

# 選挙運動用ビラ作成契約書

久留米市長選挙候補者

**久留米 太郎**

(以下「甲」という。)と、

**田主丸印刷**

(以下「乙」という。)は、選挙運動用ビラの作成について、次の

とおり契約を締結する。

1. 品名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ

2. 作成数量 **10,000枚**

予限度枚数を超えて作成してもよいが、超えた分は公費負担の対象にならない

3. 契約金額 **60,000円** (消費税等含む)(内訳 **6円／1枚 × 10,000枚**)

4. 納期限 令和 8 年 1 月 17日

消費税込の金額で  
契約すること。

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

6. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 1 月 10日

甲 (久留米市長選挙候補者)

住 所

**久留米市城南町15番地3**

氏 名

**久留米 太郎**

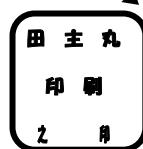
契約相手が法人の場合、  
社印+代表者印を押印  
(代表者印がない場合、  
代表者の私印を押印)

乙 (選挙運動用ポスター作成事業者)

住 所

**久留米市城南町300番地**

名 称

**田主丸印刷**

代表者

**田主丸 四郎**

契約者は請求者と同じであること  
※請求書の請求者名及び使用印は  
契約書と同じ

第1号様式（第2条関係） その2

## ビ ラ 作 成 契 約 届 出 書

令和8年1月18日

久留米市選挙管理委員会  
委員長 貞丸 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 **久留米市城南町15番地3**氏名 **久留米 太郎**

次のとおりビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年1月10日	<b>久留米市城南町300番地 田主丸印刷 田主丸 四郎</b>	<b>10,000 枚</b>	<b>60,000 円</b>	1枚あたり <b>6 円</b>
令和 年 月 日		枚	円	1枚あたり 円
令和 年 月 日	<b>契約書の内容と 一致させること</b>		枚	1枚あたり 円

## 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式（第3条関係） その2

## ビラ作成枚数確認申請書

令和 8 年 1 月 18 日

久留米市選挙管理委員会

委員長 貞丸 隆男 宛て

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

候補者 住所 久留米市城南町15番地3

氏名 久留米 太郎

次のビラ作成枚数につき、久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定を受けたいので申請します。

契約届出書の内容と  
一致させること

1 契約年月日

令和 8 年 1 月 10 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあってはその代表者の氏名

久留米市城南町300番地  
田主丸印刷 田主丸 四郎

3 確認申請枚数

作成契約枚数が限度枚数  
を超えている場合は、限度  
枚数で申請すること

10,000 枚

区分		左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	10,000 枚	10,000 枚
枚数計 (a) + (b)	10,000 枚	10,000 枚
備考		

### 備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から久留米市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号 \_\_\_\_\_

## ビラ作成枚数確認書

久留米市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

久留米市選挙管理委員会

選挙管理委員会が交付します

隆男 印

記

1. 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙
2. 候補者の氏名
3. 確認枚数 \_\_\_\_\_ 枚

(備考)

1. この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
2. この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、候補者から交付されたビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3. この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、久留米市に支払を請求することはできません。

## 第5号様式（第5条関係）

## ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和**8**年**1**月**28**日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙  
候補者 住所 **久留米市城南町15番地3**

氏名 **久留米 太郎**

## 記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	<b>久留米市城南町300番地 田主丸印刷 田主丸 四郎</b>
作 成 枚 数	<b>10. 000</b> 枚
作 成 金 額	<b>60. 000</b> 円
備 考	16, 000枚以内（2種類以内）

## 備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成してください。
- ビラ作成業者が久留米市に支払を請求するときは、ください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

限度枚数、限度額に  
関わらず、実際の枚数、  
金額を記載すること

## (1) 枚数

ア 久留米市長選挙の場合 16, 000枚

イ 久留米市議会議員選挙の場合 4, 000枚

## (2) 限度額

8円38銭（単価）×確認された作成枚数=限度額

第7号様式（第6条関係）その2

**請 求 書**  
(ビラの作成)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第6条の規定により、  
次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

久留米市城南町300番地  
田主丸印刷  
田主丸 四郎

契約書に使用した  
印鑑を使用すること



1 請求金額

**61,900**

円

(消費税等含む)

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名 **久留米 太郎**

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	<b>久留米</b>		銀行・信用金庫 信用組合・農協	<b>城南</b>	本店・支店 支所・店			
預金種別	1 : 普通    2 : 当座    3 : 貯蓄							
口座番号	0	0	1	2	3	4	5	(右づめでご記入ください)
フリガナ	タヌシマル シロウ							
口座名義	田主丸 四郎							

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに  
選挙の期日後速やかに提出し  
かならず、フリガナ  
をつけること
- 候補者が供託物を没収された  
請求することはできません。

(別紙) その3

**請 求 内 訳 書**

単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)× (B)-(C)	単 価 (D)	基準限度額		請 求 金 額 (G)× (H)=(I)	備 考
				基 準 限 度 額 (E)	(D)× (E)-(F)		
円 4	枚 5.000	円 20.000	円 8.38	枚 75.100	円 10.000	円 4.5.000 20.000	合計金額
円 9	枚 5.000	円 45.000	円 8.38	枚 5.000	円 41.900		

備考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。  
 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。  
 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

それぞれ比較して低い方

請求書と請求内訳書が2枚に分かれるときは、請求者の印鑑で割印すること